

第1章 鎌倉市次世代育成まらまら プランの趣旨・位置付け・期間 考え方・重点取組み・施策の体系

1 計画の趣旨・位置付け・期間

2 計画の考え方

3 重点取組み

4 施策の体系

1 計画の趣旨・位置付け・期間

1 計画の趣旨

「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」は、平成15(2003)年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定するもので、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、集中的・計画的に推進する取組を明らかにするものです。

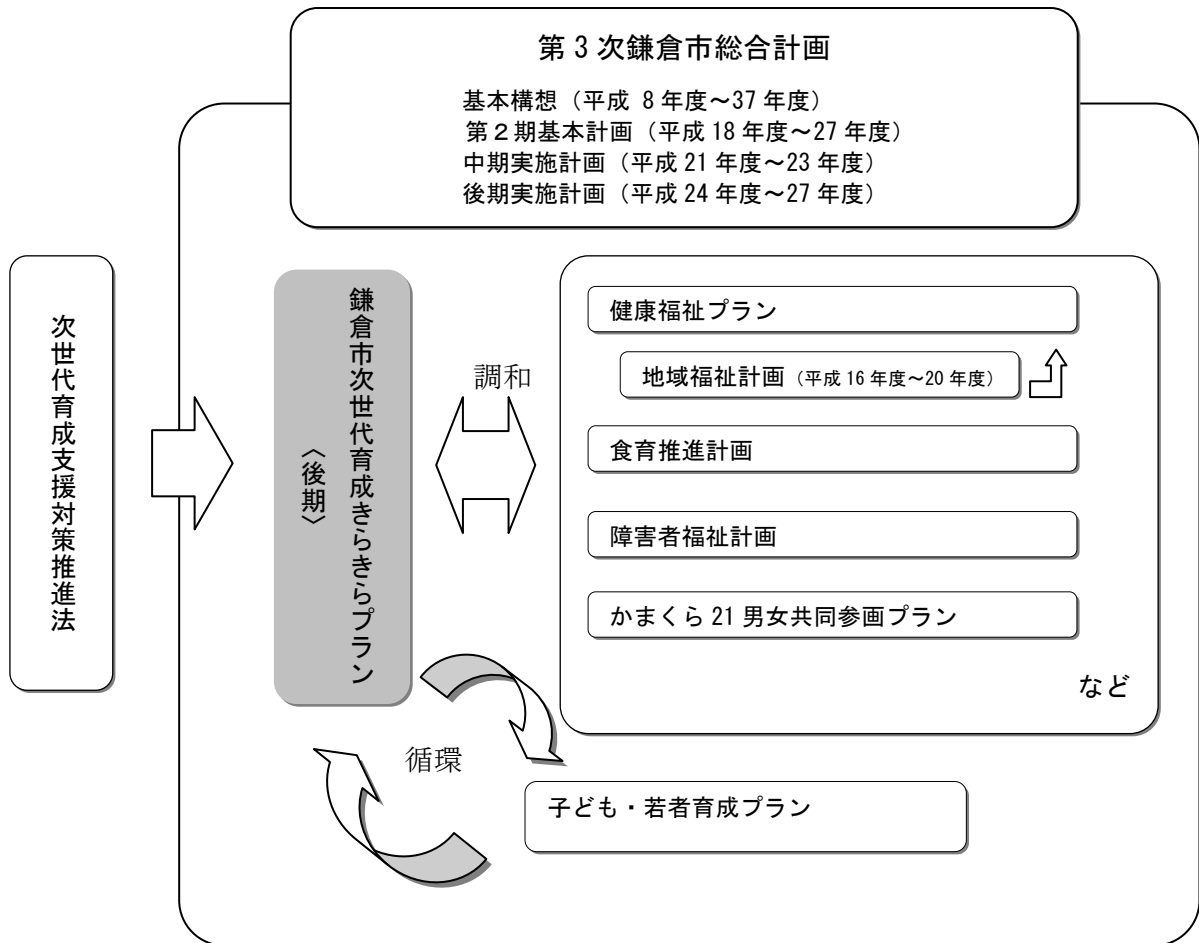
2 計画の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定します。

また、「鎌倉市総合計画」及び他の関連計画との調和を保つものとします。

なお、平成23年度策定の「鎌倉市子ども・若者プラン」とは、成長過程において対象者がそれぞれのプランを循環するものとします。

【 計 画 の 位 置 付 け 】



3 計画の期間

計画は次世代育成支援対策推進法により、5年ごとに策定することとされています。また、法は10年間の時限立法であることから、計画期間は10年間で、平成17年度を初年度とし、平成21年度までの5年を前期、平成22年度から平成26年度までの5年を後期としており、この計画は後期計画にあたるものです。

| H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | | | | |
| 前期計画 | | | | | | | | | |
| | | | | 見直し | 後期計画 | | | | |
| | | | | | | | | | |



2 計画の考え方

基本理念

子どもが健やかに育つまち

子育ての喜びが実感できるまち

子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

実現するために

視点1 健やかに育つ

子どもが健やかに成長するには、発達段階に応じた諸サービスを提供するとともに、子どもの権利と主体性が保障されることが必要です。子どもが自らを大切に、自然や人の命の大切さを学び、社会性を身に付けるように支援し、子どもが互いを認め合い支えあって、育つことが大切です。また、鎌倉で育った子どもがいつまでも鎌倉で暮らしていくためには、地域への愛着を深めることが重要です。鎌倉の良さを子どもの頃から感じ健やかに育つためにも、鎌倉らしさを生かした取組を行うことが重要です。

視点2 とともに育てる

子どもが健やかに成長するためには、親が愛情と責任を持って子育てをするとともに、行政がすべての市民、子育てにかかわるグループや企業と協働し、「地域力」を高め、地域で子育て家庭を支えていくことが重要です。行政が担う「公助」と地域に根ざした「共助」の連携により、多様なニーズに対応できるような子育て支援をめざし、すべての市民が、地域や家族とともに子どもの成長を優しく温かく見守り、思いやりを持って支えていくことが求められます。

視点3 とともに育つ

「育児は育自」と言われるように、人は子どもを育てることや、子育てを支援する経験を通して、様々なことを学び、成長していくことができます。また、地域の子育て支援を進めることは、子どもを中心に地域のつながりを生み出すことにもなります。さらに、仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざす中、企業も子育て支援を通じて、地域の中に根づき、社会的責任を果たすことができます。子育てを通じて地域全体が育つまちづくりが求められます。

基本目標

1 地域で子育てを支援するまちづくり

心身ともに健康な子どもを育てるには、行政の支援に加えて地域の人々の理解と協力が不可欠です。子育てを支える地域社会の実現を目指し、市民の皆さんとの協働による子育て支援を推進します。

4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもが健やかに成長していくためには、居住環境が整備されるとともに、安心して外出・移動できる都市環境の整備が必要です。“子育てバリアフリー”の観点から利用しやすい道路や公共施設の整備・充実を進めるとともに、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。

2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

子どもと親が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送れるよう、発達と心身の状況の変化に対応し、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を図って取り組みます。

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるまちづくり

ワーク・ライフ・バランスを実現するため、仕事と家庭において男女が協力して子育てができるよう、労働環境の整備・充実を図るための取組を支援します。また、多様な働き方を選択できるよう保育サービスの充実や情報提供に努めます。

3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応して個性豊かに主体的に生きる力を身に付けるとともに、生命を尊ぶ心を育むことの重要性を認識し、次代の親へと成長していくことが期待されます。子どもが自らを大切に、社会性を身に付けるように支援したり、家庭、保育園、幼稚園、学校など地域全体で、様々な学習の機会を通して豊かな人間性を培うため、教育環境の整備を推進します。

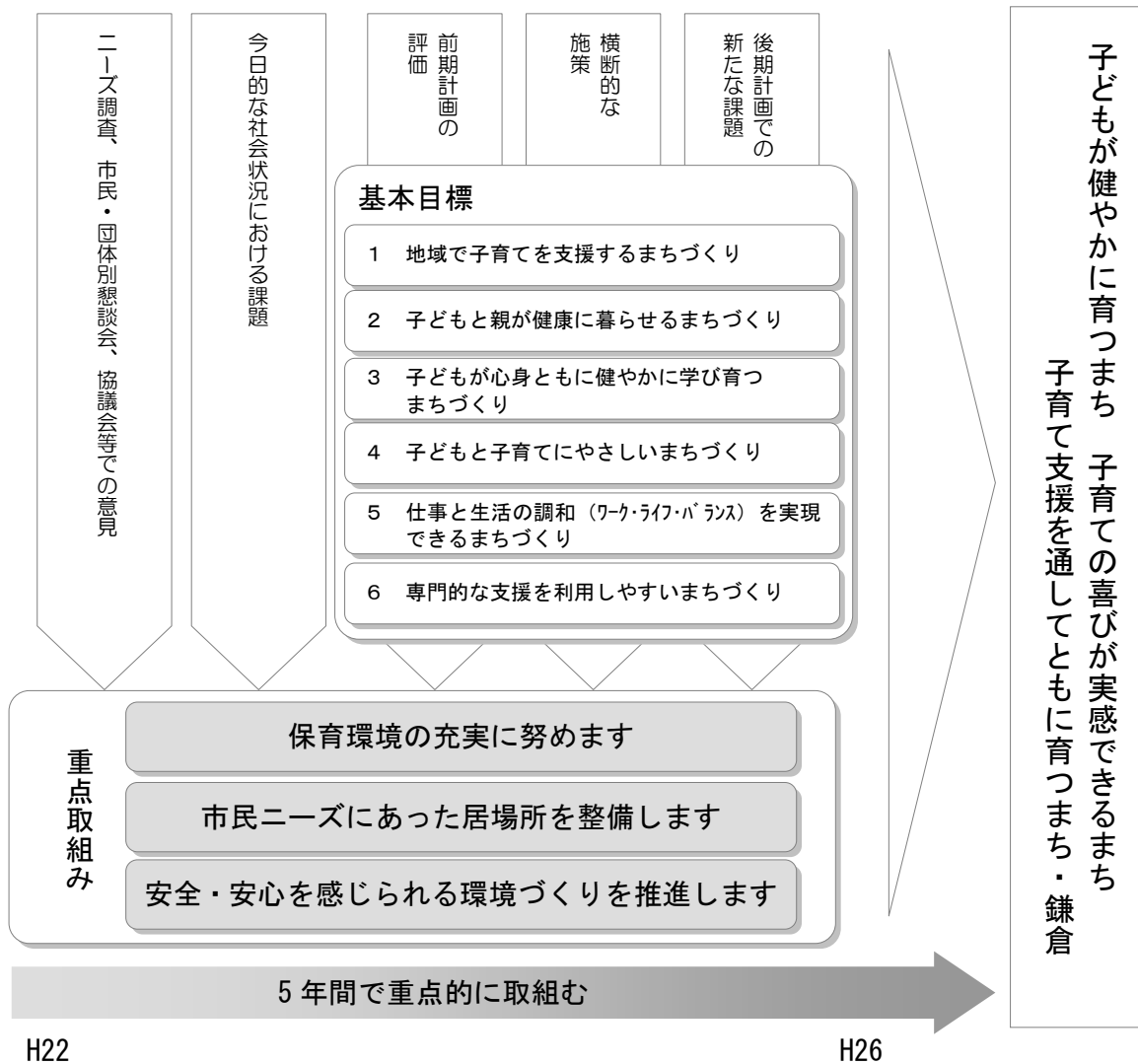
6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭は様々な困難を抱えていることも多く、家庭の実情に合った的確な支援を提供することが必要です。また、子どもへの虐待も増加してきています。虐待を受けている子どもはもとより、虐待してしまう親への対応も含め取り組みます。

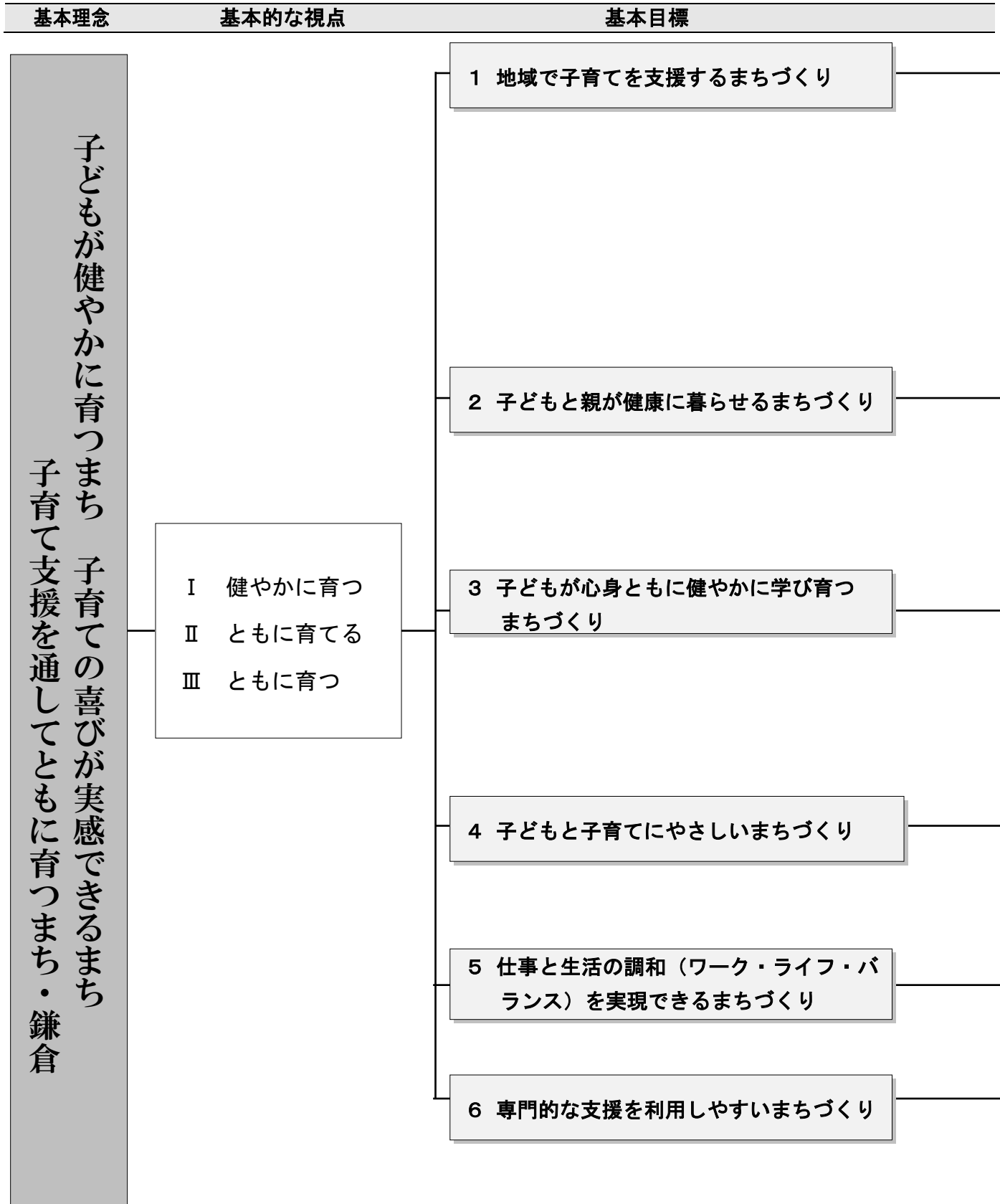
3 重点取組み

子育てをめぐる様々な問題を解決するため、基本目標及び主要施策を設定し、次世代育成支援の取組みを進めていきますが、多岐にわたる施策の中で、鎌倉市として、後期計画期間（平成 22 年度から平成 26 年度）の 5 年間に重点的に取り組むべきことを「重点取組み」として位置づけました。

本計画では、「保育環境の充実に努めます」、「市民ニーズにあった居場所を整備します」、「安全・安心を感じられる環境づくりを推進します」の 3 つを重点取組みとして設定しました。



4 施策の体系



主要施策

施策の方向

| | |
|---------------------------------|---|
| 1-1 情報提供の充実 | ライフステージに応じた情報提供の充実、父親に対する情報提供の充実、あらゆる手段や機会を通じた情報発信 など |
| 1-2 相談体制の充実 | 相談事業における連携の強化、身近で気軽に相談できる仕組みづくり |
| 1-3 地域における子育て支援サービスの充実 | 地域でお互いに助け合う仕組みづくり、親子で集え、地域で交流できる機会の充実、様々な支援サービスの充実 |
| 1-4 保育サービスの充実 ※ | 多様化する保育ニーズへの対応、保育の質の向上 |
| 1-5 子育て支援のネットワーク体制の充実 | 関係機関等の連携強化・協働、庁内における関係各課の連携強化 |
| 1-6 経済的支援の充実 | 子育て家庭に対する経済的な支援 |
| 2-1 子どもと親の健康の確保 | 利用者の視点に立った健診等の実施、妊産婦期における育児不安の軽減 |
| 2-2 食育の推進 | 計画に基づく食育の推進 |
| 2-3 思春期保健対策の充実 | 喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、健康づくりや性に関する正しい知識の普及 |
| 2-4 安心して生み育てられる医療体制の充実 ※ | 小児医療体制の充実、産科医療体制の充実 |
| 3-1 次代の親の育成 | 乳幼児等との世代間交流の仕組みづくり、男女共同参画に関する意識啓発 |
| 3-2 学校の教育環境の充実 | 基礎学力の習得、地域特性を生かした教育環境の整備、障害のある児童・生徒に対する教育環境の充実 など |
| 3-3 家庭や地域の子育て力の向上 | 地域での見守り体制の強化、世代間交流の仕組みづくり、地域のひととの交流の機会の充実 など |
| 3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 子どもが健全に育つ環境づくりの充実、情報モラル教育の充実 |
| 4-1 良好な生活環境の整備 | ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進、市営住宅の確保、憩いの場、遊び場の整備 など |
| 4-2 安全・安心まちづくりの推進 ※ | 地域における見守り活動等への支援の充実、防犯・防災に関するネットワークづくり など |
| 4-3 子どもや親子の居場所づくりの推進 ※ | 子どもの居場所づくり、親子で集える場所の充実、子育て中の気持ちを共感しあえる機会の提供 |
| 5-1 多様な働き方のできる環境の整備 | ワーク・ライフ・バランスに向けた意識改革の推進、ライフステージに応じた就労支援 など |
| 5-2 仕事と子育ての両立の推進 ※ | 仕事と家庭における男女平等な責任の両立、保育サービスの充実 |
| 6-1 児童虐待等の防止対策と支援の充実 | 児童虐待の早期発見・早期対応、相談窓口や児童虐待防止ネットワークの充実 など |
| 6-2 ひとり親家庭への支援の充実 | 母子・父子家庭への適切な支援 |
| 6-3 障害のある子どもとその家族への支援の充実 | 障害のある子どもに対する預かりサービスの充実、発達障害のある子どもへの支援 など |

※印は重点取組みを推進するための施策です（重点施策）

